

衆議院 第一百六十一回国会 財務金融委員会 會議録 第十二号

平成十六年十一月二十四日(水曜日)

午後二時二分開議

出席委員

委員長 金田 英行君

理事 江崎洋一郎君 理事 遠藤 利明君

理事 鈴木 俊一君 理事 村井 仁君

理事 中塚 一宏君 理事 原口 一博君

理事 平岡 秀夫君 理事 谷口 隆義君

理事 小野 晋也君 理事 岡本 芳郎君

理事 木村 太郎君 理事 熊代 昭彦君

理事 小泉 龍司君 理事 小西 理君

理事 鈴木 淳司君 理事 砂田 圭佑君

理事 田中 和徳君 理事 竹下 亘君

理事 竹本 直一君 理事 谷川 弥一君

理事 中村正三郎君 理事 永岡 洋治君

理事 森山 裕君 理事 山下 貴史君

理事 井上 和雄君 理事 岩國 哲人君

理事 岸本 健君 理事 鈴木 克昌君

理事 田島 一成君 理事 田嶋 要君

理事 津村 啓介君 理事 中川 正春君

理事 野田 佳彦君 理事 馬淵 澄夫君

理事 村越 祐民君 理事 吉田 泉君

理事 石井 啓一君 理事 長沢 広明君

理事 佐々木憲昭君

財務大臣 谷垣 禎一君

國務大臣 伊藤 達也君

(金融担当) 財務金融委員会専門員 鈴木健次郎君

委員の異動

十一月二十四日

辞任 倉田 雅年君

倉田 雅年君

宮下 一郎君

補欠選任

竹下 亘君

鈴木 淳司君

第一類第五号 財務金融委員会會議録第十二号

平成十六年十一月二十四日

同日 渡辺 喜美君 小西 理君 小林 憲司君 岸本 健君 樽床 伸二君 田嶋 要君

補欠選任 小西 理君 渡辺 喜美君 鈴木 淳司君 宮下 一郎君 竹下 亘君 倉田 雅年君 岸本 健君 小林 憲司君 田嶋 要君

本日の會議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

貸金業制度の見直し等に関する件

○金田委員長 これより會議を開きます。財政及び金融に関する件について調査を進めます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得ました。まず、本起草案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本起草案は、個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、個人が政治活動に関する寄附を行った場合の寄附金控除の特例または所得税額の特別控除の期限を、平成二十一年十二月三十一日まで延長するものであります。なお、本案による国税の減収額は、平年度にお

いて約四十八億円と見込まれております。以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。租税特別措置法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○金田委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。財務大臣谷垣禎一君。○谷垣國務大臣 この法律案につきましては、政府といたしましては、特に異議はございません。

○金田委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員會提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○金田委員長 起立総員。よつて、本案は委員會提出法律案とするに決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○金田委員長 次に、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議が行われてまいりましたが、その結果に基づき、中塚一宏君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党の共同提案により、お手元に配付いたしておりますおりの貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

の草案を成案とし、本委員會提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。中塚一宏君。

○中塚委員 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本起草案は、近年、貸金業を営む者により、債務者等の公的給付を貸し付けの契約に基づく債権の弁済に充てるため、当該公的給付が払い込まれる預金または貯金の口座に係る預金通帳等を保管する等の行為が行われ、多数の公的給付の受給権者が生活に困窮している状況にかんがみ、このような行為についての処罰規定を整備すること等により、公的給付の受給権の保護等を図るため、次の措置を講ずるものであります。

第一に、広告 勧誘に当たつて禁止される行為を追加し、貸金業者は、公的な年金、手当等の受給者の借入れ意欲をそるような表示または説明をしてはならないこととしております。

第二に、貸金業を営む者は、貸し付けの契約について、債務者等の公的給付を債権の弁済に充てるため、当該公的給付が払い込まれる預金または貯金の口座に係る預金通帳等の引き渡しもしくは提供を求め、またはこれらを保管してはならないこととし、これに違反した者について、一年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとしております。

第三に、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○金田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金田委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○金田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○金田委員長 この際、谷口隆義君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党の共同提案による貸金業制度の見直し等に関する件について本委員会の決議を行うべしとの動議が提出されており、提出者より趣旨の説明を求めます。谷口隆義君。

○谷口委員 たいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

貸金業制度の見直し等に関する件(案) 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の行う年金・恩給等を担保とする貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに無理のない返済となるよう考慮した運用に努めること。

以上であります。何とぞ御賛成賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○金田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

谷口隆義君外三名提出の動議のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金田委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。

本決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。金融担当大臣伊藤達也君。

○伊藤国務大臣 たいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○金田委員長 お諮りいたします。

本決議に関する議長に対する報告及び関係当局への参考送付等の手続にしましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

今回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時九分散会

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、税制上の優遇措置の期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行による減収見込額は、平年度約四十八億円の見込みである。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそのるような表示又は説明

第二十條の次に次の一条を加える。

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十條の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約に基づいて、公的給付(法令(条例を含む。以下同じ)の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付(給与その他

対価の性質を有するものを除く。)であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的とし

て、その者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他その者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管してはならない。

第二十四條第二項中「と、第二十一条中を」と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該譲り受けた債権について」と、「当該貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第二十一条中を「と、第二十条の三第二項中」と、第二十一条中を「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「受託弁済者は」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等について」と、「当該貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第二十一条中を「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とあるのは「保証等に係る求償権等を譲り受けた者は」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該保証等に係る求償権等について」と、「当該貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該保証等に係る求償権等」と、第二十一条中を「と、第二十条の五第二項中」と、第二十一条中を「と、第二十条の二中「貸金業を営む者は」とある

のは「受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は」と、「貸付けの契約について」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等について」と、「当該貸付けの契約に基づく債権」とあるのは「当該受託弁済に係る求償権等」と、第二十一条中に改める。

第二十四条の六中「第二十条及び第二十一条並びに」を「第二十条から第二十一条まで及び」に、「第二十条及び第二十一条の規定」を「第二十条から第二十一条までの規定」に改める。

第四十八条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十条の二(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項(第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第二十条の二に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管した者

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理由

近年、貸金業を営む者により、債務者等の公的給付を貸付けの契約に基づく債権の弁済に充てるため当該公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座に係る預金通帳等を保管する等の行為が行われ、多数の公的給付の受給権者が生活に困窮している状況にかんがみ、このような行為についての処罰規定を整備すること等により、公的給付の受給権の保護等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年十一月三十日印刷

平成十六年十二月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A